

# 富山県農林水産部 「快適な仮設トイレの設置工事」実施要領

## 1 目的

建設現場を働きやすい環境に改善することが、女性技術者等の活躍や若年者等の入職の促進など、担い手の確保に繋がるものと期待できることから、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置する工事を実施するもの。

## 2 仮設トイレ種別の定義

### (1) 仮設トイレ

従来の和式トイレのこと。

### (2) 洋式トイレ

以下のア～ウ全てを備えた仮設トイレのこと。

ア 洋式（洋風）便座

イ 水洗機能（簡易水洗）

ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）[必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること]

### (3) 快適トイレ

以下のア～コ全てを備えた仮設トイレのこと。

ア 洋式（洋風）便座

イ 水洗機能（簡易）又は、し尿処理装置付き

ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）[必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること]

エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）[二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの]

オ 照明設備（電源がなくても良いもの）

カ 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重5 kg 以上）

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）

ケ 鏡付きの洗面台

コ 便座除菌シート等の衛生用品

※国土交通省の快適トイレでは、「入口の目隠し」の設置を要件としているが、本県の快適トイレでは、強風に耐えられる「入口の目隠し」のレンタル品が市場に浸透していないことから、快適トイレの要件から除外している。受注者は独自に設置してもよいが、下記に示す和式トイレとの差額の対象とはしないものとする（周囲からトイレの入口が直接見えない工夫をするなど、利用者に配慮すること）。

## 3 対象工事

富山県農林水産部が発注するすべての工事を対象とし、受注者から希望があった場合に実施する。

## 4 工事の実施

#### (1) 発注時

監督員は、後記「5 特別仕様書への記載例」を参考に、特別仕様書に「快適な仮設トイレの設置工事」であることを明示する。

#### (2) 契約後、受注者が希望する場合

受注者は「洋式トイレ」や「快適トイレ」の設置を希望する場合は、工事打合簿にトイレ種別及び基数を明示し、これに別添の「快適な仮設トイレのチェックシート」、「快適な仮設トイレ設置計画書」及び各トイレの要件がわかるパンフレット等を添付して協議する。設置基数は現場ごとに必要性を協議の上、決定する。

#### (3) 工事施工中

監督員は「快適な仮設トイレのチェックシート」及びパンフレット等に基づき、「洋式トイレ」や「快適トイレ」の現地確認を行う。

#### (4) 精算時

ア 受注者は、別添の「快適な仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出する。

イ 精算変更時に、受注者から提出された「快適な仮設トイレ設置報告書」により、和式トイレとの差額分を共通仮設費（営繕費）に積み上げ、変更契約の対象とする。（運搬、設置、撤去、汲取費用は共通仮設費率分に含まれるものとし、差額の対象としない。）なお、和式トイレとの差額上限額は、下記の通りである。

（ア）「洋式トイレ」を設置した場合、差額上限は2,300円／（基・月）とする。

（イ）トイレと洗面台が一体型の「快適トイレ」を設置した場合、差額上限は49,000円／（基・月）とする。

（ウ）トイレと洗面台が分離型の「快適トイレ」を設置した場合、差額上限は33,000円／（基・月）とする。

ウ 受注者が自社保有の快適トイレを設置する場合は、同等品の設置費用（リース料）と和式トイレの差額分を共通仮設費（営繕費）に積み上げ、変更契約の対象とする。ただし、上項で設定している差額上限までとする。

エ 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積み上げ計上しない。

### 5 特別仕様書への記載例

特別仕様書には、次のとおり記載する。

#### 第〇条 快適な仮設トイレの設置工事

1 本工事は、建設現場をより働きやすい環境に改善するため、受注者が希望すれば、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置することができる工事である。

2 快適な仮設トイレの設置工事の実施にあたっては、「快適な仮設トイレの設置工事」実施要領によるものとする。この実施要領は、富山県のホームページから入手できる。

### 6 快適トイレの導入に当たっての配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（1）～（8）に配慮することとする。

(1) 原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。

(2) 全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(3) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(4) 動線の配慮

男性トイレと、女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(5) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということが無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

(6) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

(7) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

(8) 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 15 日以降に決裁した工事から適用する。